

第3節 人が輝き、女性や高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する愛知

1 県民 750 万人全員活躍社会づくり

少子高齢化の進行により、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。本県では、2015年の時点では、1人の高齢者を2.62人の現役世代が支えるかたちにあります。2045年には、高齢者1人に対して現役世代は1.66人となる見込みです。

こうした少子高齢社会を持続可能なものにしていくためには、社会の「支え手」をできるだけ増やしていくことが重要であり、若者や女性、高齢者、障害のある人や外国人など、県民誰もが活躍できる社会を目指していく必要があります。

本県では、全員活躍社会の実現に向け、若者の課題解決能力や社会的自立ができる力を育成するキャリア教育の推進や就労支援、女性の活躍の場の拡大や再就職・起業の支援、高齢者の就労や社会参加の促進、障害のある人の活躍支援や特別支援教育の充実、在留外国人の増加に対応した多文化共生社会づくりなどに取り組んでいます。

1 若者の就労・キャリアアップ支援

(1) キャリア教育の推進

社会が激しく変化する中で、児童生徒が社会的・職業的に自立し、社会の一員としての役割を果たしていく上で必要となる課題解決能力や社会的自立ができる力を育成するためには、小・中・高等学校の段階ごとにキャリア教育の取組を考え、それらを系統立ててつながりのあるものとしていくことが重要です。

本県では、小中学校においては「キャリアスクールプロジェクト」として、小学校では地域の講師による講話や体験学習を、中学校では全公立中学校（名古屋市を除く）において、5日間程度の職場体験学習を実施しています。また、高等学校においては全日制県立学校でのインターンシップや、工業高校生を対象とした企業実習などを実施しているほか、キャリア教育コーディネーター*を配置し、モデル校でのインターンシップの受入先の開拓などを行っています。

また、県内におけるキャリア教育を支援する県内の事業所や団体を、「あいちキャリア教育応援企業」や「あいち夢はぐくみサポーター」として認証し、企業や事業所等の社会貢献活動をインターネット等を通じて広くPRすることで、行政と産業界が連携してキャリア教育の充実・活性化を図っています。

(2) 若者の就労支援・職業能力開発の促進

本県では、学生と45歳未満の若年者の就職を支援するため、愛知労働局と連携して運営している「ヤング・ジョブ・あいち」において、職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティングなどの就職関連サービスをワンストップで提供しています。また、就職活動を開始する前の学生に、中小企業の魅力を発見してもらうことを目的とした

中小企業経営者と学生との交流会の開催や「メッセナゴヤ*」における学生案内ブースの出展などに取り組んでいます。

また、離職者・求職者の就労を支援するため、名古屋駅前のウイंकあいち内にある「あいち労働総合支援フロア」において、労働・就業に関する情報提供や相談対応など、愛知労働局と連携した取組を行っています。

2 女性の活躍促進

(1) 女性の活躍の場の拡大

本県では、女性はその能力を十分発揮して経済・社会に参画する機会を確保することで、「女性が元気に働き続けられる愛知」を実現することを目的として、「あいち女性の活躍促進プロジェクト」を推進しています。

女性の活躍促進を図る企業に対する取組として、女性の活躍促進に係る経営トップの意識表明や、採用・職域の拡大、人材の育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進、働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証しており、2018年12月末現在492社を認証しています（図表2-3-1-1）。

また、企業経営者等の意識改革を図るため、毎年、「あいち女性の活躍促進サミット」を開催しています。サミットにおいて、2016年から「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰式を実施しており、2018年度は全国の女性副知事による「企業の女性活躍と地域の発展」をテーマとしたパネルディスカッションを実施しました（図表2-3-1-2）。

さらに、特に中小企業に向けた取組として、中小企業の経営者や人事担当者向けのセミナーの開催や、「あいち女性輝きカンパニー」のうち、本県が実施する女性の活躍促進の取組に協力可能な企業・団体に対し、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」を委嘱し、県と連携して、取引先企業等に、女性の活躍に向けた取組や県施策の活用の働きかけなどを行うほか、2019年度からは、「あいち女性輝きカンパニー」認証企業である中小企業の魅力を広く知らせるPR動画等の制作を行います。

図表2-3-1-1 「あいち女性輝きカンパニー」の認証ロゴマーク



図表2-3-1-2 「あいち女性の活躍促進サミット」におけるパネルディスカッション



企業において女性の活躍をさらに進めるためには、女性の管理職を増やし、女性が働きやすい職場環境を整えるとともに、女性の働き続けることへの意欲を喚起することが重要

です。

そのため、県内企業で働く女性管理職を対象に、管理職としてのスキルアップと、企業の枠を超えたネットワークづくりを支援する「女性管理職の交流カフェ」や、県内企業で働く女性が、管理職となるために必要なビジネスセンスや実践力を身につけながら、受講者同士の交流を通じて、多様な価値観を学ぶことができる「女性管理職養成セミナー」を開催し、将来管理職として活躍する人材の育成を行っています。

また、女性が活躍する分野を広げていくため、女性農業者の活動紹介や女性農業者を応援する企業の製品等の展示及び就農に関する相談を行う「あいち農業女子交流会2018」や、女子中高生等を対象に、理系への興味を喚起する「女子中高生の大学・企業取材ツアー」の開催のほか、モノづくり現場で活躍する女性たちの魅力をアピールするため、企業で活躍する女性を女子学生等が訪問し、交流会を開催する『モノづくり女子』交流ツアーを実施しています。

さらに、就業継続を前提としたキャリアプランや職業観の形成などを支援するために作成したハンドブック「女子×仕事 ジョシゴト応援ノート」を活用し、県内大学や就職フェアでセミナーを開催するなど、大学生のキャリアプランの形成を促進しています（図表2-3-1-3）。

図表2-3-1-3 ハンドブック「女子×仕事 ジョシゴト応援ノート」とハンドブック編集委員会



(2) 女性の再就職・起業の支援

出産や子育てなどで離職した女性の再就職を支援するため、名古屋駅前のウインクあいち内にある「あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）」において、キャリアカウンセラーによる相談や、職場実習、女性の採用に積極的な企業による就職説明会等、きめ細かな支援を実施しています（図表2-3-1-4）。

また、専修学校等で行う職業訓練について、子どもの世話が必要で訓練の受講が困難となっている女性を支援するため、託児サービス付の職業訓練などを実施しています。

さらに、本県では、女性の活躍と雇用の拡大を図り、新たな産業の創出や既存産業の生産性向上、人材の育成・確保を促進するための研究の場として、2015年7月に「あいち・ウーマノミクス研究会」を立ち上げ、研究会での議論を踏まえて「あいち・ウーマノミクス推進事業」を実施しています。

その一環として、ソーシャルビジネス分野における女性の起業を促進するため、「輝く女

性「ソーシャルビジネスプランコンテストあいち」を実施し、応募されたプランは、事務局及び外部有識者等からなる審査会において審査を行い、優れたプランには、愛知県知事賞等の表彰を行いました（図表2-3-1-5）。

なお、愛知県知事賞受賞者には、最終審査実施後から約6か月間、具体の事業化・事業拡大に向けたハンズオン支援（事業者に寄り添って、伴走しながら、きめ細かく支援すること）を実施しました。

今後も、女性の起業を促進するため、サービス産業において、女性起業家の経営者としての成長及び事業活動の更なる拡大を支援していきます。

図表2-3-1-4 「ママ・ジョブ・あいち」での支援



図表2-3-1-5 「輝く女性 ソーシャルビジネスプランコンテストあいち2018」の表彰式



3 高齢者の就労促進

企業の人手確保が困難になる中、高齢者が能力や経験を生かし、年齢にかかわらず働き続けられる社会の実現が急務となっています。

本県では、愛知労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(公財)愛知県労働協会との共催により、事業主、企業の人事・労務担当者等を対象として、「継続雇用・定年延長」をテーマとした「高年齢者雇用推進セミナー」を開催し、講演や事例発表などを通じて、継続雇用・定年延長の効果やメリット等をPRしています。

また、経験に応じた職種、体力やライフスタイルに応じた勤務時間、休日など、高齢者の多様なニーズに対応が可能な企業と高齢者のマッチングを図るため、2018年度から、本県と愛知労働局、ハローワークが連携し、「高年齢者就職面接会」を県内3地区（尾張・名古屋、西三河、東三河）で開催しています（図表2-3-1-6）。

このほか、概ね45歳以上の中高年齢離職者等に対しては、再就職に必要な知識を身につけるための「中高年齢離職者就職支援セミナー」を開催し、早期再就職を支援しています（図表2-3-1-7）。

図表2-3-1-6 高年齢者就職面接会



図表2-3-1-7 中高年齢離職者就職支援セミナー



4 障害者支援

(1) 障害者の就労支援

障害のある人が、安定的かつ継続的に自立した生活を営んでいくためには、一般就労により働くことができる環境づくりが重要です。

こうした中で、2018年4月には、障害者の法定雇用率が引き上げられ、障害者の雇用義務のある民間企業の事業主の範囲は、従業員数50人以上から45.5人以上に広がりました。

本県においては、雇用される障害者の数は着実に増加していますが、2017年6月現在で、民間企業における障害者の実雇用率は1.89%と法定雇用率(2018年3月までは2.0%、2018年4月から2.2%)及び全国平均(1.97%)を下回っており、法定雇用率達成企業の割合も48.6%と半数以下となっています(図表2-3-1-8)。

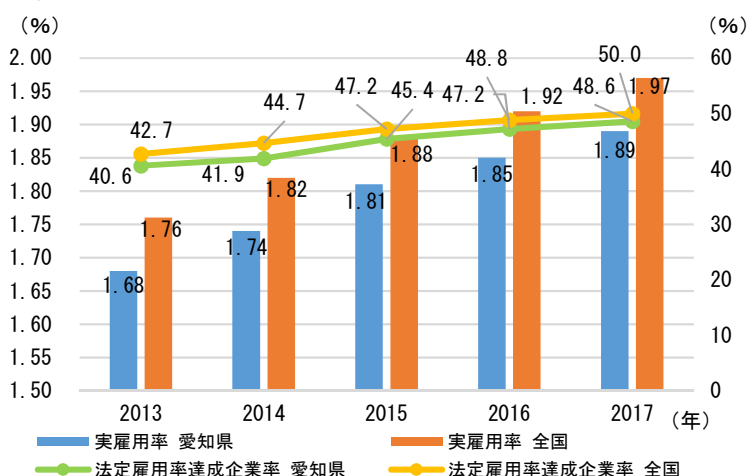
このため、本県では、障害者の法定雇用率を2020年までに達成をすることを目標に取り組んでいます。具体的には、障害者雇用促進のため、2016年7月から「愛知県障害者雇用企業サポートデスク」を設置し、企業からの電話相談に対応するほか、県職員が専門家とともに企業を訪問し、障害者雇用に関する知識を深めてもらうための情報提供や、雇用や職場定着など個別のニーズに対応した支援を行ってきました。

2019年5月からは、このサポートデスクを再編のうえ、新たに「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を設置し、愛知労働局との連携のもと企業開拓から就職・定着までの一連の支援を行います。

また、中小企業への支援を強化するため、2017年度に「中小企業応援障害者雇用奨励金」を創設し、中小企業が障害者雇用率制度の対象となる障害のある人を初めて雇用した場合に、奨励金(1事業主当たり60万円、対象となる労働者が短時間労働者の場合は30万円)を支給しています。

さらに、障害のある学生を対象とした学卒障害者就職面接会を愛知労働局、新卒応援ハローワークと連携して開催しているほか、障害者の雇用促進と職場定着推進のため、雇用優良事業所の表彰を実施しています(図表2-3-1-9)。

図表2-3-1-8 障害者の雇用状況



出典：愛知労働局「愛知県の障害者雇用状況」

図表2-3-1-9 障害者雇用優良事業所の表彰式



(2) 障害者の活躍の場の拡大

芸術活動やスポーツ活動は、障害のある人の自己実現や、障害の有無を超えた人々の交流の機会となるだけでなく、アート作品に対する芸術性の評価の高まりや、パラリンピック等の国際的なスポーツ大会における活躍を通じて、広く社会における障害の理解にもつながります。

本県では、障害のある人の芸術・文化活動を通じて、障害のある人の社会参加と障害への理解が進み、障害の有無を超えた交流が広がることを目指す「あいちアール・ブリュット」の取組を行っています（図表2-3-1-10）。2014年度から、県内の障害のある人の美術・文芸作品を公募・展示する「あいちアール・ブリュット展」を開催しており、応募点数は年々増加し、2018年度には670点の応募がありました。また、応募作品の中から審査により選ばれた優秀作品を紹介する、「優秀作品特別展」を開催しています。

あいちアール・ブリュットの取組は雇用分野にも広がっており、あいちアール・ブリュット展をきっかけに、障害のある人が「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職（在宅勤務）しました。これは、ハローワークと連携して、障害者雇用に取り組む企業に提案したことによるもので、2018年12月までに12の方が就職しています。

図表2-3-1-10 あいちアール・ブリュットのロゴマーク「ゲイジュツのチカラ・あいち」



アール・ブリュット＝加工されていない生（き）の芸術
 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術を示す。障害のある人・子ども・素人芸術家らの作品を指すため1947年ごろから用いられている。

障害のある人のスポーツ活動については、「名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン」や「愛知県障害者スポーツ大会」を開催しているほか、2018年9月には、本県において「2018年第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知」が開催されました。

また、2019年及び2020年の2年連続で、障害のある人が技能を競う全国アビリンピック（全国障害者技能競技大会）が開催されます。これらを契機として、障害者雇用への理解が進むことが期待されます。

(3) 特別支援教育の充実

特別支援学校では、在籍する児童生徒の増加に伴う学校規模の過大化による教室不足や、長時間通学による児童生徒への負担などが課題となっています。本県では、「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」に基づき、特別支援学校の整備を進めており、2018年4月には、大府もちのき特別支援学校（知的障害）を開校し、2019年4月には、春日井市内にある春日台特別支援学校（知的障害）の過大化による教室不足の解消のために、

瀬戸つばき特別支援学校（知的障害）を開校します（図表2-3-1-11、図表2-3-1-12）。さらに、2022年度には安城特別支援学校（知的障害）の過大化による教室不足の解消とあわせ、岡崎特別支援学校（肢体不自由）への長時間通学緩和のため、西尾市内に知的障害と肢体不自由の学級を併置する特別支援学校を新設する予定です（図表2-3-1-13）。こうした新設校の開校とともに、すべての特別支援学校の教室への空調設備や肢体不自由特別支援学校のトイレの洋式化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置なども計画的に進めています。

また、2018年12月に策定した「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」に基づき、引き続き、教室不足の解消と長時間通学の緩和に向け、取組を進めていきます。

図表2-3-1-11 大府もちのき特別支援学校



図表2-3-1-12 瀬戸つばき特別支援学校完成予想図



図表2-3-1-13 特別支援学校（知的障害、肢体不自由）の新設・計画状況

年度	開校状況等	規模
2013年度	愛知県特別支援教育推進計画 策定 計画期間：2014～2018年度	—
2014年度	（知）いなざわ特別支援学校 開校	46教室 280人
	（知）豊橋特別支援学校山嶺教室 開設	2教室 3人
2015年度	（肢）瀬戸市立瀬戸特別支援学校光陵校舎 開校	8教室 38人
	（知）豊橋市立くすのき特別支援学校 開校	47教室 257人
2018年度	（知）名古屋市立南養護学校分校 開校	15教室 62人
	（知）大府もちのき特別支援学校 開校	42教室 226人
	（肢）刈谷市立刈谷特別支援学校 開校	25教室 70人
	第2期愛知県特別支援教育推進計画 策定 計画期間：2019～2023年度	—
2019年度	（知）瀬戸つばき特別支援学校 開校予定	45教室 252人
2020年度	（知）みあい特別支援学校 増築校舎供用開始予定	12教室
2022年度	（知、肢）西三河南部地区新設特別支援学校 開校予定	57教室 240人

（4）障害者の地域生活支援と療育支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、入所施設等から地域生活への移行に当たって安心できる住居が不可欠となります。本県では、福祉施設から地域に移行する際の主な住まいとなるグループホームの整備や運営費用の助成を行っています。また、県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図るとともに、グループホー

ムの開設から運営までをサポートするため、その設置・運営に精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催する「グループホーム整備促進支援制度」を実施しています。

また、障害のある人を社会全体で支えるためには、障害についての知識や理解を含め、社会的障壁（バリア）を取り除く必要があるため、本県では、NPOと協働して身近な地域で講演会などを開催し、地域における理解の促進を図っています。

そのほかにも、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるための手段となる「ヘルプマーク」について、2018年7月から配布を開始しました（図表2-3-1-14）。

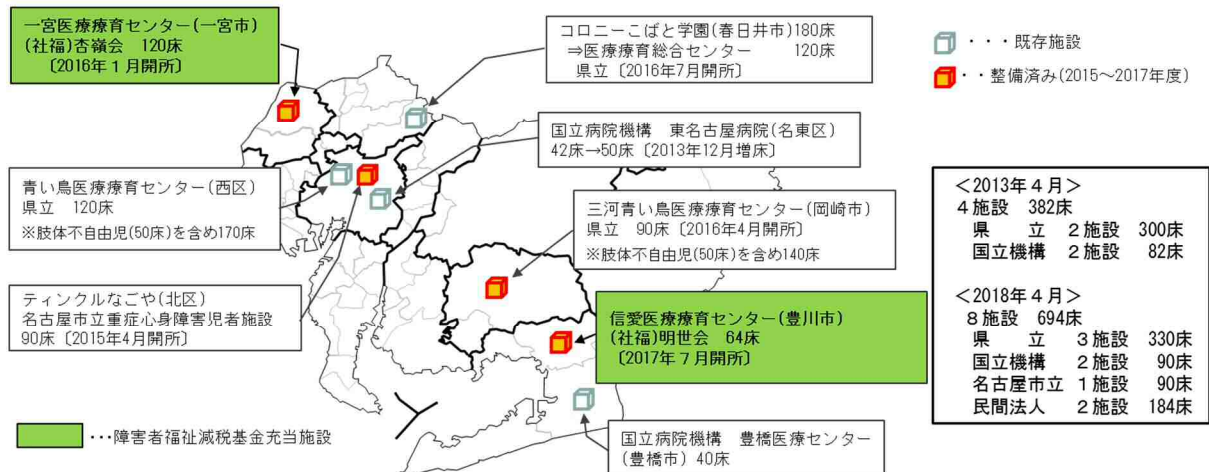
図表2-3-1-14 ヘルプマーク



本県では、重症心身障害児者が、できる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられる環境づくりを進めるため、医療・療育支援体制の整備に取り組んでいます。具体的には、2016年4月に三河青い鳥医療療育センター（岡崎市）を開所し、重症心身障害児者のための病床を整備するとともに、心身障害者コロニー（春日井市）の再編に伴い、重心病棟であるこぼと棟を2016年7月に開所しました。また、「障害者福祉減税基金*」を活用して一宮医療療育センター（一宮市）や信愛医療療育センター（豊川市）が開所されるなど、民間による施設整備を促進しています（図表2-3-1-15）。

こうした取組の結果、本県内の重症心身障害児者のための病床数は、2013年4月の382床から、2018年4月には694床まで増加しています。

図表2-3-1-15 県内の重症心身障害児者施設の配置計画



5 外国人の就労支援・多文化共生の推進

(1) 外国人の適正な雇用環境の整備と就労支援

経済社会の国際化・グローバル化の進展に伴い、我が国には就労を目的として入国、在留する外国人が増加する一方で、その就労状況を見ると、低賃金や長時間労働、雇用の不安定、社会保険の未加入などの問題があります。

こうした中で、本県では、2008年1月に策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章*」の普及のためのセミナー等を開催しています。

外国人の就労・安定雇用支援としては、介護職への就労を希望する離職中の定住外国人に対し、「介護分野外国人就職支援事業」を実施しています。これは、日本語教育、介護職員初任者研修の座学研修と、介護事業所での職場実習を組み合わせた雇用型訓練を行うことにより、知識や技能を身につけ、介護事業所において正規雇用されるよう、支援を行うものです。2019年度からは、定住外国人の雇用拡大に向けた企業の取組を支援するため、雇用方法・留意点や先進企業の雇用事例を紹介するマニュアルの作成や、企業向けセミナー、就職面接会の開催等を実施します。

介護分野は、今後外国人材の増加が見込まれる分野の1つですが、外国人材が円滑に介護現場に定着することができるよう、2019年度からはこれまでの支援に加え、地域の中核的な外国人介護人材受入施設等で行う介護技能向上のための研修に必要な費用の助成や、介護福祉士養成施設が留学生に対し、カリキュラムとは別に行う日本語学習や介護の専門知識等の補講等に必要な経費の助成、介護福祉士国家資格取得を目指す留学生に対して、介護施設等が支給する奨学金等に必要な経費の助成等を行うこととしています。

このほか、2018年度からは、国家戦略特区制度を活用した「農業支援外国人受入事業」と「家事支援外国人受入事業」を実施しています。

「農業支援外国人受入事業」は、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、一定の要件を満たした外国人材の入国を認め、愛知県適正受入管理協議会が所定の基準を満たすことを確認した特定機関（受入れ企業）が外国人材を雇用し、農業経営を行う

個人または法人に派遣するものです。

愛知県適正受入管理協議会は、2018年8月、全国で初めて特定機関となった(株)アルプス技研へ基準適合性通知書を交付しました(図表2-3-1-16)。2018年10月からベトナムより12名を受け入れ、全国で初めて外国人の農業分野での就労が始まっています。

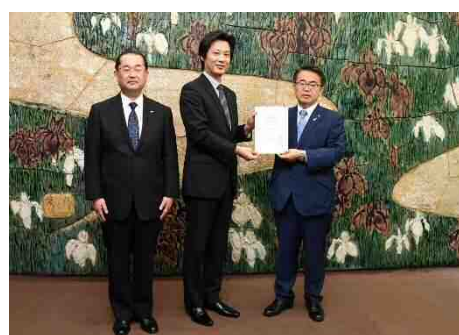
また、「家事支援外国人受入事業」は、女性の活躍促進に伴い、家事支援ニーズが高まる中で、一定の要件を満たした外国人材の入国を認め、愛知県第三者管理協議会が所定の基準を満たすことを確認した特定機関が外国人材を雇用し、県内の世帯に家事支援サービスを提供するものです。

同協議会は、2018年10月、特定機関として、(株)ニチイ学館が基準に適合していることを県内で初めて確認しました(図表2-3-1-17)。今後、フィリピンから30名程度受け入れ、日本語や法律、マナー等の研修を経た上で、サービスの提供が開始される予定です。

図表2-3-1-16 (株)アルプス技研への特定機関
基準適合の通知書交付式



図表2-3-1-17 (株)ニチイ学館への特定機関
基準適合の通知書交付式

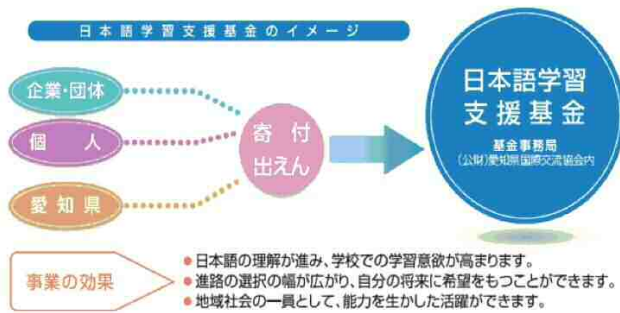


(2) 外国人の子どもの教育の充実

本県では、外国人の子どもの教育の充実に向け、小中学校に対する日本語教育適応学級担当教員*の配置や小中学校への語学相談員*の派遣など、公立学校での教育体制の充実を図ってきました。また、2008年度に(財)愛知県国際交流協会や地元経済界と協力して「日本語学習支援基金」を造成し、外国人児童生徒の日本語学習のための環境整備を支援することにより、地域社会全体で外国人の子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めてきました。基金事業の実施期間は2015年度までとなっていましたが、外国人児童生徒の日本語学習支援の必要性が増大しているため、新たに2016年度から2020年度までの5年間を実施期間として、基金を再造成しました。2017年度には、53団体85教室の日本語学習教室に助成を行うとともに、外国人学校6校に日本語指導者の雇用や日本語学習教材などに対する助成を行いました(図表2-3-1-18)。

そのほかにも、言語習得に対する支援として、「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」を開催し、外国人児童生徒等が自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識を高め、日本語習得の促進を図っています(図表2-3-1-19)。

図表 2-3-1-18 日本語学習支援基金イメージ



図表 2-3-1-19 多文化共生日本語スピーチコンテスト



(3) 外国人県民への生活支援・安心して暮らせる環境の整備

本県では、簡単な日常会話やひらがなを教える初期日本語教室の開催や、初期日本語指導者の養成など、多文化共生社会づくりに向けた取組を進めています。2019 年度からは、各ライフステージにおける生活設計や知識を身に付けるための冊子の作成や、新たに来日した外国人県民に向けた生活支援として、日本語の習慣やマナー、生活者としての日本語などを習得するための「早期適応研修」のカリキュラムや研修において使用する教材や指導書の作成などを行います。

また、外国人県民が安心して暮らしていくためには、医療体制や災害対策などの充実が重要となります。医療体制については、本県では、外国人県民が医療機関や保健所・保健センター等を利用できるよう、通訳者の派遣や電話通訳などを利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行うとともに、外国人県民への周知やシステムに対応可能な医療機関の増加に向けた働きかけなどを行っています。また、「あいち救急医療ガイド」においては、外国語で対応できる病院を案内しており、2019 年度には、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語で病院を検索することが可能となるようシステムの一部を改修します(図表 2-3-1-20)。

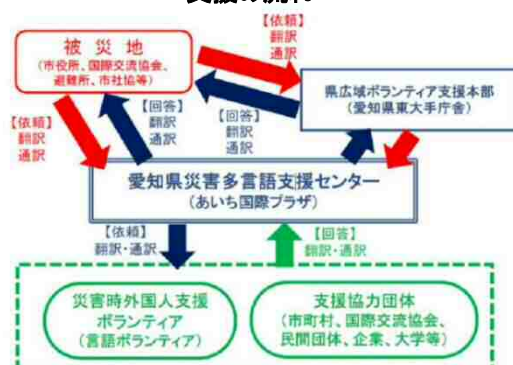
さらに、災害対策については、災害時に外国人支援を行う市町村等の取組を支援するため、「愛知県災害多言語支援センター」を設置し、国や県等が発表する災害情報を多言語で発信することとしています。また、市町村等の依頼に基づき、通訳ボランティアの手配や派遣、被災市町村の外国人相談対応などにおける通訳や翻訳などの支援を行います(図表 2-3-1-21)。

そのほか、地域で暮らす外国人の増加に伴う地域でのトラブルを解消するため、「地域多文化コーディネーター」の育成に取り組んでいます。

図表 2-3-1-20 あいち救急医療ガイドのホームページ(英語版)



図表 2-3-1-21 愛知県災害多言語支援センターの支援の流れ



(4) 外国人材の適正受入れ・共生推進

2018年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する」とする「新たな外国人材の受入れ」が明記されました。

新たな在留資格の創設に伴う外国人材の受入れは、我が国に在留する外国人の増加や、在留期間の長期化につながる可能性があります。このことは、外国人が労働者としてだけでなく、生活者として広く地域に定着していくということであり、地域の社会経済に非常に大きなインパクトを与えることが考えられます。

このため、2018年7月に全国知事会において「新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム」を設置し、大村愛知県知事がリーダーとなり、「新たな外国人材の受入れ」に関し、それぞれの地域の実情を踏まえ、人手不足が深刻化している産業を、新たな外国人材の受入れ業種として検討するとともに、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育や安心して働き、暮らしていくための支援など、多文化共生の実現に向け、国が責任を持って取り組むことを盛り込んだ「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」を取りまとめ、同年8月に国に対して要請を行いました（図表2-3-1-22）。

図表2-3-1-22 上川法務大臣（当時）に対する要請



その後、第197回臨時国会において、改正「出入国管理及び難民認定法」が成立し、2019年4月から新たな在留資格として「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設されることとなりました。これを受け、国は外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、行政サービスの多言語化や「多文化共生総合相談ワンストップセンター*」の設置などを盛り込んだ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定しました。

そうした中、本県が中心となって、国、市町村、経済・労働者団体・支援団体と有機的に連携し、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実を地域一丸となって推進していくために、県や名古屋入国管理局はじめ19団体で構成する「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を設置しました。今後とも、国に対して外国人材受入れ・共生のための施策の充実を働きかけるとともに、本県としても、引き続き外国人材の適正な受入れや多文化共生社会づくりに向けて取り組んでいきます。

\ àÌEt0 `hpqnX“

]½w É#Ëx | Zz àqOz%oQU @z•QU @qsloM
 ‡b{#Ëx ™q< |”\qU'Ý^•oS“z @›ÒQo\V”\qUÝ`X
 sMìEUxR`‡b{
 \O`h® \ àÌE`›[Tp†úK”‹wt`oMXhŠtxzHÁ#Ë›
 y`z.úwHÁ›pV”iZÕXjË`sU'zÕM \tmMo⊗--à“Äà¾
 @`qMOoç pxsXzJÈp 7sóç w \f-U³Z”‘Ospq ¥nX
 “U{Š'•‡b{K~doz§ UžAtslo‹zE^ó•h•→p†ú`o©••
 pç±”İµU!Z'•”‘Os.MnX“‹žAqs“‡b{
 Š]pxz]½w\”t~h”HÁnX“§ ›xaŠz¶|Ú`whŠw\”¶6w
 * z^'tx•→tSZ”©••pçw ™.Mw→-•→AĀ-žw* zKMj
 !èï´»çİİÝt,nXYÆ±^afw* srt “ÊœpM‡b{

\”›èahHÁnX“

ç £]½w .\$.sHÁnX“w

Š]pxz à Dtf `h®HÁÔŠ KMjý-h`tSMo⊗HÁ#Ëw
 ó`q®HÁ”) Í wV-`t”zb,ow]½U\”›èaoHÁpi>tÆ b
 ”®HÁÕ#KMj`wîq›è!`oS“zb,owHEzb,ow]½w\”›èa
 hHÁnX“•z\Æ6ó›~³`zHÁw-Ëÿ tRŠ”\qsr›,ŠM q`o
 M‡b{
 fO`hæpz]½w .Æ^~á^t `oxz ™ @w Ôw2:w ÉU%oQ
 2z•Q 2qz¶ w%oQ 2z•Q 2qz,oz%oQU É›
 Ís”°MzQU ÉŽ<qslOS“ž\Ñ‡²U*‘b”%oQ 2zQ
 2tx%o•q<taRpVoMsMÝ`pb{‡hzëF~ì\Æt `oxzR
 Ôph“wúJ• ”xz àwĐ*p%oQU¶ 7<•z•QU<T’ jèqs
 “z¶ É›<slOM‡b{
 fwhŠzŠ]px®^Moi>t ‹O ü,⊗ï,oi>t ‹O |úJ›,-
 qMOMé””ï› [zHÁt úwÿM ‹ Šhb,ow]½tØCU§X’O\
 Æw ÛsÔtT’HÁØC›Cô`oz]½wHÁnX“t “Ê%o>áw]“Í[›
 \$loM‡b{
 fw° q`oz àST’HÁnX“•w½βèï´›]½tz|TZ” C Ő
 ïÄ›îab”qq<tz]°wG¶q`ïïÇæïµµÄžw`âØ'ht’”úJ›
 X œiÄæ§b ›æOsrzïqá^t b”ØCCô›æMzÓt CtRŠo
 M‡bç\$` ǻ
 ‡hzæS~'À~ ,.sUÈ `zpq¶.px wHÁnX“›§Qz ”h
 Šz àST’çÊ q ‡p®KMjHÁÚ è”‘ÄÄ`›îa`oM‡b{\•
 xzá^•iÄsrzÔ`w\Æ6ów~³tmsU” Êwî«•zæ H w! z
 HÁè2z ŐiÄzµÙ”À-èz•→Æ^zØäiÄÿžÆ^srz]q ‡îab

”çÊ U> `h®HÁnX“ÝÇá”-t “Ê%oqzÚ è”´çÙ iÄ£)«
~b”\qUpVz° ŽÍwÚ è”´«~ tx®KMjHÁnX“ §”Á-U
!Ç^•z]°w® —3ç à D ÔqO 3.£p7’s±”İµç)/£
U!Z’•”\wpbç\$- 𐄂

\$- KMjHÁ½Bèĭ’ \$-



KMjHÁnX“ §”Á

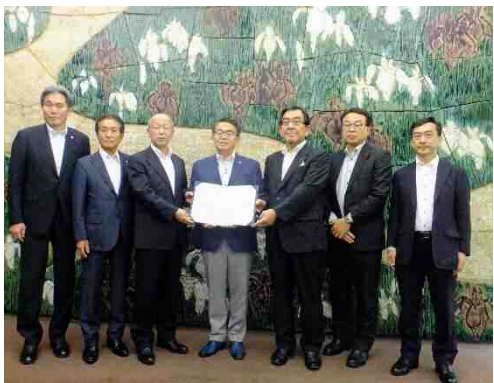


ç £'ÀwHÁ&æw

Š]pxzHÀ»wHÁ›OAs&æç oq QzuÃ\$S HÀ»wHÁ-Ë~ÿ)
è!bz'Àw®HÁ&æ-wÓt,\$loM‡b{ àStxzUÃ\$THÁ&æt
“Ê%o'Às›®jœ]HÁ&æ* 'À-q`oJáb”MS›Ñfb”qq<tz
Já'ÀwπT' wÛcqs” •h Ê›î«`oM”'Às›-œb”®KMj
HÁ&æžë”Á~›Ñf`‡`h{

‡hz à Dtxz'À~ÄÄ •wH
Á&æwÓt t|HÁnX“w* t²Zz
ì“t —UDósüútSZ”È ›\$”h
Šzjœ]Ž»q^tÈùqsw&æ ,.z
HÁ-eÊùÈùqjœÈùqsw©•-e
q › A`‡`hç\$- 𐄂

\$- HÁ&æt b” w A



à Dtxzf~,ÍÔ^PB-e Ò
t|ž«±\Ë-e Ò qf•g•®HÁ&æ
wÓt t|HÁnX“w* t b” -
› A`‡`h{

^'tz àStxzHÁnX“žÓæ›^R`z'Ào•pHÁnX“t “Ê%
“Ê›İ™`oMV‡b{

pq w¶|Ú`w ¥nX“

pqwRY=tPO¶6Ç”¶w!GqzU[µýsrwx s 2› tzpq
w“ôS=~-ó=b”¶6Ç”¶t0 `hæ§èiÄ-- Ì UOAtsloM‡b{
‡hz w® \ àlEİÝq^ ĩ-t’”® nX“µË,ŠİÝ-tSMo<z
“ÖMµípx’ w \w6f-UDóqs”pq›iqb”hŠz?@tslo
‹¶|Ú`àÔî<žìUDóqs”æ§èiÄ--›HŠ\$tiFb”q`oS“z

bpq w¶|Ú`w ¥>{Š`Uô‡loM‡b{
\O`hæzŠ]pxz à Dtf `h@H 8jœ]\"¶6* -h`-t,
nVzÀ\$×q>ôŠ\"¶6t²Zhpq w¶|Ú`w* t “ÊœpM‡b{
é.\$txzbpq UiÀó—w²í• Q>[Ttb”hŠtæO¶|Ú`>§
b”hŠzG¶sôs--; •\”¶6 È,.qw* q^>%o5b”qq<tzj
œ]qG¶>xaŠG¶sôs--; tSMo~%è2>%o5`oM‡b{
‡hz”¶6>* b”hŠœ¶|É¿ÄKMj~wáæ•øC½®‡s|LKMj~
wCæt“z\”¶6øC`iù\$t¿X TM`oM‡b¢\$` z\$`

¶

^'tzŠ]xþÊnX“>æútC2`oVhfU ölw^À]pbUz TM<^
'tC2`oXhŠtxzi¿Müú•'ÀtSZ” >) Pw-R~--UÆD=q
sloM‡b{•i&A,,T'<z)>gr`z;•~f<>-M\sd” P•zi¿
-Ã”»>Æ;pV” PUÆ `oM”qw! <K”hŠzjœ]qG¶tSMo'
À wæ§èiÄ--w;qnX“> ŠoMV‡b{

\$` ®¶|É¿ÄKMj~,41Ö”` \$` ‡s|LKMj



ô, w\VUMnX“

ô, UHÁ>¿È`z wHEqq<tpqw°»q`o\VUM>Ëloa]b\
qUpV”‘OzbpqÆ^•¶6Æ^>èaozúw[T^•\VUM>îòb”;qw
FîU{Š`•oM‡b{

Š]pxœKMj#%\$!vÓâ²`•®¶|É¿ÄKMj~tSMoz#%\$Æ^•
\”¶6t b”øC TMsr>æO\qt“zô, w\VUMnX“>§ `oM
‡b{

‡hzô, wHÁnX“•\VUMnX“w,,Tzbpq€C> `z•~wÆ^>
rO P>FRb”hŠœKMj³çì”§è¿´`•®\V\Õ#Ñ£ž~sr>î
a`oM‡b¢\$` ¶KMj³çì”§è¿´tSMoxz =z@~ñ
±z•~• ¥wðJsrzô, wÔx\Æ>“[Ttb”hŠz7’süúwè[
>æloM‡b¢\$` ¶

\$- KMj³çl”šèz’ \$-



KMj³çl”šèz’w¶6°0

ç ÈžèJèç =-F¶Jz\VUMHÁ¶JžèÈ
yÓy”-FJè• ¶z3[z; z&Asrz\ÆtpqmÆÝ¶¶{ yè«^ qq;t@ÝM”wé ›”SOzi -”tw”ÆÝsrÈ
yÓy”-Æ”š Jè&g•ó—\T”o•-pÆ”b”hšwžAsÆÝzÈèè¶¶{ yè«• w \t,^q\VUM>z\¶6qô, ysrÈ
ç È•óJè
yÓy =-F¶J•óJè•°™• Ús;w =sr>¶út¶¶{ yyè«•Tw ¶zyh>j%z’ ›,`Oz•-w\qyzŽ =ysrÈ
yÓy\VUMHÁ¶J•óJè•ó, wHÁ•ñ±sr>¶út¶¶{ yyè«•ó, wúgzHÁpi>t\V”zH ppV”HÁ.âysrÈ

§ UŽAtslo<†ú`o;’d”•-nX“

ç £•-©•.MwĪ™

ô, =tPO©•Ç”¶wÿCt0`ozñ U’Ýt aoxQ8w©•T’OP©
 •†p&~s©•›Rt~hlo’ \$t!Z’•”‘Otb”hŠzŠ]pxz
 à Dt@jÆ]•-©•ĪÝ Ī-›f `z àtSZ”•-w©•™.Mwÿ›
 Ī’Ttb”qq<tz©•’At0 b”hŠw;óàü]qw’š:çžA’š:£
 ›* -`†`hç\$- ĩf•t’”qzxQ8>&a`hñ wOPî<t
 ²Zh©••æĪĪæÂ”³ãĪ)™b”›;ó›Q”sî8’šU—sM\qUi’
 Tts“†`h{’šw;óü=>\$”hŠt•-©•ĪÝ* •»q›%5`z’šw
 ;óü=~È ›* b”hŠwØCž ›æloM†b{

\$- áwžA’š:t| áw’š:

àü	ôSxQ8 Ī	xQ8 Ī	sî8	«Q8 Ī	-
áwžA’š:f					
áw’š:„					
)¾çfµ„£	Ú	Ú		Ú	Ú

p@-`txzsisw’šU †”{

†hzÖÃÆw’ÃT’OP©•tslhÔùtSMo<z†ú`o©••pçU!Z
 ’•”‘Otz]°wOP©•wqÝ›úr~üs`z-H~©•~ñ±~æSsw
 ; Ui“tÈ`hOP©•› Èt™b”.M›Ī™b”\q›è\$ç`oz
 à DtjÆ]OP©•• ^q›f”`zØCž •È wš=>\$loM†b{

°³ĪU àtælhÐ*pxzô,
 wMwÿ ÂUz®E^ó•h×Psrp \
 w78>4QhMq̄w1l›ĪloM†bUz
 °\Ñ†²wÐ*pxz \w74^ŠtSZ
 ”©•tmMoH s•pç qwé`ù
 MtmMoz ĪU®é`ùlh\qxsM-
 q`oM†b{Š]pxz àST’z \
 w74^Št!Z”©••-žt0b”1lt
 mMozŠ w™¥> ›š b”iŠ»-

\$- ĪŠ0 —²ÍZ.q



Rb”hŠziŠ0 —²ÍZ.q›%o•`hq\–pbø\$⁻ ㄨ

Š]w©• PtmMoz ± a t0b”©£:xz àt q¶

Éw ›<sloM‡b{ àtxz]º ‘Ã¤ Ètph” ‘ÃU

©£Æ whŠw •Mv›æloS“z sè¹U\aoM‡b{

fwhŠzjœ]©•È¿ ¥~³§ .i»”tSMoz´ÃÈ¿©› %©•HÄ

wÈ¿ ¥~³t ”?éiŠt|Zð§ z·ÛÆ”%o5sr›îª`oM‡bø\$

⁻ ㄨ‡hz•Q©£w©ßæž' ›§ b”hŠtzZ^•-Ç›ÇQ”

•Q©£U XOb”ÿšZ.ì ‘Ã ì tSMoz-Ç¤w•Q©£sUyì È¿

MS•SÔÚÔ†zìi”ç ì Ô†›b;b”tph“Ab”E8©£w E...t0b

”•R•ziÔ›m•h•Q©£swîit0b”§ sr›æloM‡b{

^’tŠ]pxz À™z•~w©•; pº 8 HÄb”ÚEp©¶ætÖ¶b”

•~îwMS›fZoS“z•~îw©£wì‹•©ßæž R§ sr›æOhŠz]

º G¶qÈ `o~©•--t b”/ßè2›f”`oM‡b{

\w„Tz ø£w~--Rt²Zozjœ]Æ”µ·i»”tSZ”Á%wiÀº

p•6,ìiŠsrw,À§ •z øZ..i»”tSZ” øi§Ûì¿«Z.sr

wiì§ ›æloM‡bø\$⁻ ㄨ

\$⁻

©•È¿ ¥~³§ .i»”wÀ¿º

業務内容	
 <p>医療勤務環境改善 マネジメントシステム 導入支援</p> <p>医療スタッフの勤務環境の改善に向け、勤務環境に関する現状の分析や課題の抽出、改善計画の策定など、勤務環境改善マネジメントシステムの導入を支援します。</p>	 <p>専門家による 無料相談支援</p> <p>医療機関からの勤務環境改善に関する三六協定や、就業規則等の労務管理相談に対し、就業経営の専門知識を有するアドバイザーが、無料に必要な相談、アドバイスをを行います。また、必要に応じて、医療機関に対してアドバイザーを派遣します。</p>
 <p>医療勤務環境改善に関する 研修会の開催</p> <p>医療機関の勤務環境の改善に向けた自主的な取組促進のため、医療勤務環境改善マネジメントシステム導入や労働時間短縮研修会を開催するなど、必要な情報提供を行います。</p>	 <p>運営協議会の設置</p> <p>支援センターの運営が効率的かつ円滑に行われるよう、愛知県、医師会、病院協会、看護協会、医療法人協会、社会福祉労働士会、日本医療コンサルタント協会や、愛知労働局などと連携を図ります。</p>

\$⁻

øi§Ûì¿«Z.



Š]wpc Pt b”'... * -t”qz àtx'Aq™...w)U q

sloS“z PÆ U_ ‡•oM‡b{pøi»wÆ A¼q`oz...)•©ßæž

ž¿Ów“È^zsKswÑ‡ ¥wT‹UÆGüsrUì ^•oM‡b{

Š]pxzpcì»w~whŠzñ±~pøÀ„t úwK” ›0Åq`h,ìÑ£

žw%5srz7’s È›æloM‡b{‡hz]ºtK”pøÄÀtwºì\$S

Æ t0 b”hŠwýhs Pìi«®KMjpc±Ù”»”ìi«⁻› à D

t%of`oM‡b{\wìi«pxzpcq€C~•~éYt™lwK” tzKMjpc

±Ù”»”q`oJà`o‘MzpcÄÀtw‘Tt aoz±Ù”»”qpøÄÀt

wÚ¿½i~›æloM‡b{

‡hzpcì»wíw²ÍwhŠzZ.›!èb”Mw!è%4••zøÈ •pø

PFR ,.sUæOZ.t0b”4›æloM‡b{

